

面接について

研修のねらい

更生保護法第50条（一般遵守事項）第1項第2号イには「保護観察官又は保護司の呼び出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。」が、同法第57条（指導監督の方法）第1項第1号には、「面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。」が規定されており、保護観察は「接触に始まり接触に終わる。」と言われるほど、接触、なかでも面接は不可欠なものです。面接なくして保護観察対象者との信頼関係の形成や、指導監督・補導援護ができないことは言うまでもありません。

そこで、本研修では、面接技法等についての理解を深め、いくつかの場面で面接を体験することによって、有効な面接を行うためのポイントについて協議し、共有することとします。

研修の進め方

本研修は、おおむね次のような順序で進行することになりますが、研修内容や時間の配分等については、必要に応じ適宜変更しても差し支えありません。

- | | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 研修のねらい・説明 | 5分 |
| 2 | 講義（面接のポイント、面接技法等） | 20分 |
| 3 | 演習（ロール・プレイング） | 50分 |
| | （1）事例の説明 | |
| | （2）グループ演習・意見発表 | |
| | （3）主任官コメント | |
| 4 | 質疑応答 | 10分 |
| 5 | まとめ | 5分 |

I 講義

1 保護観察における面接の意義、目的と機能

(1) 情報の収集，伝達及び提供

(2) 信頼関係の形成

(3) 感情の吐露や情緒の安定，自己洞察の深化，態度や行動の変容

(4) 指示，心理規制，行動規制

2 面接の基本原則，面接技法

(1) 受容，共感的理解

(2) 秘密保持

3 初回面接，家族問題に問題がある事例の面接，危機場面での面接等

(1) 初回面接等

(2) 家庭関係に問題がある事例の面接

(3) 危機場面での面接

II 演習（ロール・プレイング（役割演技法）による）

1 ロール・プレイングとは

様々な役割を演じることによって、相手の立場、行動の背景に対する洞察力の向上や態度の変容を促そうとするもので、自分の行動や、思考の枠組みから離れて行動しなければならないため、想像力や感受性を培うことができる。また、ある状況にどう対応すべきかといった問題解決のための効果的な役割行動を学習することができる。

2 実施方法、実施に当たっての留意点

(1) 実施方法

① 準備

面接の目的は何か、どのような面接場面か、役割（担当保護司役、対象者役、保護者役、観察者兼批評者役等）設定をどのようにするか話し合う。

② ウォーミングアップ

演技しやすいような気楽な雰囲気を作り出す。簡単な自己紹介やストレッチ体操などで緊張をほぐす。

③ 演技

3人ないし4人が一組になって役割を決め、事例を提供し、演技を行う。演技を途中で中断して演技の内容を検討・修正し、再び演技に入るといった方法が採られる場合もある。

④ 役割演技者が、それぞれ体験したこと、感想などを発表する。

⑤ 助言者による評価

演技の進行を振り返り、場面ごとの応答や発言内容が相手にどのような影響を与えるのか、できるだけ具体的な演技内容、面接内容についての分析を行い、検討する。

- ・ 本人との信頼関係（ラポール）づくりはどうであったか
- ・ 本人及び家族の問題点、訴えを把握したか
- ・ 面接技法、質問の仕方はどうであったか
- ・ 非言語的表現（面接者の態度、表情、声のトーンやジェスチャー）はどうであったか
- ・ 面接者の判断、処置はどうであったか

(2) 実施に当たっての留意点

① 演技者が、与えられた役割を十分に認識して臨むこと。

② 面接の目的や場面について検討を加えるなど、十分な準備をしておく。また、演技の進行や演技者等の態度について注意深く観察すること。

③ 反省や評価を行う段階で、演技者個人の批判にならないよう注意する。

[事例1]

本人
事件名
家族構成
生活歴等

A男(30歳)

暴行、傷害、道路交通法違反(酒気帯び運転)

本人、妻(28歳、スナック店員)、小学校1年生

高校2年で中退後、現在まで足場作業員として就労しているが、飲酒して同僚と喧嘩するなどして1~2年程度で職場を転々としている。飲酒しての喧嘩や酒気帯び運転により、罰金刑2回あり。平成28年には酒気帯び運転により執行猶予判決を受けるが、その後も飲酒は続いた。夫婦喧嘩も頻繁で、飲酒の上、妻(妻も毎日焼酎2杯程度の飲酒あり)への暴力もあった。結局、飲酒の上、繁華街で喧嘩した暴行・傷害事件により執行猶予取消しとなった。

面接場面

前日、刑務所を仮釈放となった本人が、引受人である妻と共に担当保護司宅に初めて来訪した。

(※面接例を参考に、練習してみましょう。)

メモ

[事例2]

本人
事件名
家族構成

B女(17歳) 無職
窃盗(万引き)
本人, 実母(看護師)

幼少期に両親離婚し, 以後実父との交流なし。

生活歴等

小学校時には特に問題行動等なし。中学1年時に実母から勉強や進学についてこまごまと注意されるようになり, 口うるさく感じて反発し, 夜遊びや外泊を繰り返すようになる。遅刻や早退, 欠席も多かった。通信制高校に進学したが, 怠学の末に中退。以後, 正午頃に起き, 本人と同様に高校を中退した無職の友人と交遊する中, アクセサリーの万引きで令和2年6月に保護観察決定。

面接場面

本人が来訪しないので担当保護司が午前10時に往訪。実母によれば, 「本人は保護観察決定後も夜遊びが収まらず, 深夜や明け方に帰宅して昼ころまで寝ている。昨夜は, 制止するのも聞き入れずに暴言を吐いて外出し, 朝方8時に帰宅した。本人を指導してほしい。」とのことである。寝ていた本人を起こして面接を始めたが, あくびを繰り返して不機嫌そうである。

メモ

III 質疑応答

IV まとめ

(事例1の面接例)・・・(粗暴傾向・問題飲酒)

保護司：初めまして、あなたの保護観察を担当する保護司の〇〇です。よろしくお願ひします。

本人：よろしくお願ひします。

保護司：保護観察所でも説明があつたと思いますが、仮釈放期間中は保護観察を受けますので、約束事である遵守事項を守つて生活してください。

・・・中略(遵守事項の確認、接触頻度・方法、今後の生活や就労先の話し合い等)・・・

保護司：ところで、先ほど話していたように、酒気帯び運転と、お酒を飲んで喧嘩したことで今回刑務所に入ったわけですけど、お酒を飲むのは好きなほうですか。

本人：好きですね。

保護司：お酒はどのくらいの割合で飲んでいましたか。1週間に何回とか、1か月に何回とか、飲む回数はいかがですか。飲む量はどうです。

本人：まあ、毎日飲んでいましたね。仕事が終わったら、仕事仲間と一杯やるのが習慣になっていましたから。休みの日も昼間から飲んでいました。飲む量はビール4、5本と焼酎を2杯程度だったと思います。

保護司：今回の件の他に、これまでにお酒を飲んで事件になったり失敗したことはありますか。反対に、お酒を飲んでいない時に喧嘩やトラブルを起こしたことはありますか。

本人：お酒を飲んでいない時も言い争いや喧嘩はありますが大きなトラブルはありません。お酒を飲んだ時に同僚と喧嘩して、1度は傷害事件にまでなりました。また、酒気帯び運転で罰金になったこともあります。

保護司：お酒を飲んだときは、どのような状態になりますか。お酒を飲んでいたので事件のことは覚えていないとか、気が付いたら警察に捕まっていたと言う人もいますが、Aさんの場合はどうですか。

本人：自分の場合は、記憶がないなどはありません。事件になったときのことは覚えています。

保護司：そうですか。では、普段一緒に仕事をしていた同僚と喧嘩になる理由や、今回のように繁華街で喧嘩した理由は何ですか。

本人：えーと、確か、同僚から馬鹿にしたような態度や生活ぶりのことを注意されて、お互いに酔っていたので乱暴な口調がエスカレートして喧嘩になりました。繁華街での喧嘩は、通りがかりの若い男が自分をジロジロと見るなど、ナメた態度で自分に喧嘩を売っていると思ったからです。

保護司：同僚がした馬鹿にしたような態度とは、具体的にどんなものでした？。

本人：酒を飲んだ翌日に、前日の酒が残っていて仕事はかどらなかつたこ

とが何度かあり、だらしない生活をしているから同じ失敗を繰り返して仕事ができないなどと言われました。

保護司：まあ、仕事をいつも失敗なく完璧にできる人は少ないと思いますが、翌日の仕事に差し支えるような飲み方はしないと思いますよ。ところで、もし、飲酒している場で注意した人が同僚ではなく会社の社長であるとか、世話になった人であっても喧嘩になっていましたか。

本人：それは喧嘩にはなりません。反対に、自分のできていない部分を注意してくれていると感謝します。

保護司：同じような飲酒の場面で、相手が一目置いている社長や世話になっている人でなくても、文句を言われたり、注意を受けて喧嘩にならなかった時もあると思いますが、いかがですか。

本人：そうですね。飲酒して文句を言われたり注意をされても、必ず喧嘩になるわけではありません。喧嘩にならないこともありました。

保護司：同じような場面で喧嘩になる場合とならない場合の違いはどこですか。

本人：やはり、ナメられた、馬鹿にされたと感じた時ですね。厳しい口調の人はいますけど、自分のことを考えて注意してくれていると感じることができれば、口調が厳しいことは全く気になりません。でも、自分を否定するような言い方をされたり、自分を馬鹿にした態度をされると腹が立ちます。これまで喧嘩になったときは、自分よりも仕事がうまくできない者に馬鹿にされたり、遊んでいい加減な生活をしているような者に文句を言われたり生活ぶりを注意されるなどで腹を立てたと思います。

保護司：Aさんのこれまでの話をまとめると、お酒を飲んだ時に、Aさんが自分と同じか下に見ていた相手から、Aさんを見下したような態度や言動があった時に腹を立てて、お酒の影響もあって怒りをコントロールできなくなって喧嘩になるわけですね。

本人：そのとおりだと思います。

保護司：それでは、今後の目標として2つあると思います。1つは、怒りをコントロールすることです。相手や場面によって喧嘩にならない場合があるのは、Aさんの受け止め方や考え方で腹を立てるかどうかが違ってきています。それは、Aさん自身が無意識に相手を自分より下と格付けしているためだと思いますが、そのような格付けにこだわらない見方に変えることも一つの方法です。怒りが生じた際に暴力に繋がらないために深呼吸したり、その場から離れることも効果的です。もう1つは、飲酒です。もし、あなたや家族が酒気帯び運転の車にはねられたらどう思いますか。飲酒した際に感情がコントロールできなくなったり、判断力がなくなってしまうのなら、飲酒をやめることも考えないといけないと思いますよ。

(事例2の面接例)・・・(不規則な生活・徒食状態・交友関係)

(母親から本人の生活状況を聞いたとか、注意や指導してほしいと依頼を受けたことなどは話さないこと。)

保護司：ずいぶん眠そうだけど昨晚は何時に寝たのですか。

本人：朝方まで友人と遊んでいたのでも帰宅したばかりです。丁度寝付いたところを起こされました。

保護司：夜中にうろうろしていると、警察官に早く自宅に帰るように注意されることはないですか。夜中に一緒に遊んでいる友人というのはどういう関係で何をしている人ですか。仕事をしたり学校に通学している人だと、朝方まで遊んでいると、仕事や学校を休まなくてはならなくなりますが大丈夫なのですか。

本人：一緒に遊んでいる友人は高校を中退した同級生で、夜中に街中をうろうろしているわけではなく、その友人宅で話をして過ごしているので、警察官から注意を受けるなどはありません。

保護司：夜中に遊ばなくても昼間に遊べばいいのでは。何よりも、一緒に行動していることで何らかの事件に巻き込まれることもありますので心配しています。同居しているお母さんも、Bさんの生活ぶりを見ると心配になると思いますよ。

本人：その友人は最近仕事を始め、午後4時から午後9時まで飲食店でアルバイトをしています。アルバイトが終わってから一緒に遊び始めるので、どうしても夜中に遊ぶことになります。友だちとの遊びの約束を守らないと一緒に遊べなくなります。

保護司：それでも、夜中まで騒がしくしていると友人だけではなく友人のご家族の迷惑になりますし、昼夜逆転した生活状態を続けるのは、お互いにとっていいことではないと思います。確かにBさんの年代では、「友だち」は大切な存在だと思いますが、本当の友人関係を作ってほしいのです。悪いことを誘ったり、指図したり都合よく利用しようとする、相手のためにならないことを唆すなどの友人関係は本当の友人関係とは言えないと思いますよ。悪いことをするのを止めてくれたり、よい方向に向かうように助言してくれる関係が本当の友人と言えるのではないのでしょうか。

本人：その点は自分でもわかっています。今、一緒に遊んでいる友人は、悪いことをする友人ではないので、悪いことをしようなどと誘われることはありません。

保護司：今後の生活については、どのように考えていますか。高校への復学や進学、何らかの資格や技能の取得などの目標はありますか。また、何か興味や関心があることや働きたい仕事についてはどうですか。

本人：高校への復学や進学は今のところ考えていません。ただ、18歳になってすぐに自動車運転免許を取得したいと思っています。自動車運転免許取得後に仕事を探します。興味があるのはネイルアーティストや美容師関係です。

保護司：理美容師は国家資格で、高校卒業のうえ資格を取得することになります。求人募集にも高校卒業以上となっているものが多く、高校卒業資格を取得しておけば将来仕事を探す際に有利になるので、可能であれば取得したほうがいいと思います。あと、採用条件に自動車運転免許が必要なことが多いので、取得していることが望ましいのですが、自動車学校の入校費用などはどうするのですか。

本人：母親には自動車学校の費用を出すほどの余裕はないと思うので、自分で仕事をして入校費用を貯めることになります。

保護司：そうすると、自動車運転免許を取得してから仕事を探すのではなく、免許を取得する前に仕事に就いて働くことになりますよ。何か仕事は探しているのですか。

本人：早急に仕事をしなければいけないことを分かっています。これまでに仕事を探したことがないので、どうやって仕事に就くのか知りません。

保護司：仕事に就く方法としては、家族や友人、知人からの紹介といった、いわゆる縁故就職や、求人雑誌・求人情報誌などによるほか、公共職業安定所での職業紹介などがあり、いずれの方法でも履歴書を提出のうえ面接を受けて、採用されれば就職となります。

本人：自分で直接会社に連絡を取るのには、経験もないので気が進みません。

保護司：それなら、公共職業安定所に来ている求人票で仕事先を探し、公共職業安定所職員の仲介で面接日時等を決めてもらったらどうですか。保護観察所で公共職業安定所に職業紹介依頼書を出したり、保護観察所に登録している協力雇用主への就職などもしてもらえますので、保護観察所に行って相談したらいいと思います。ただ、大事なのは継続することです。興味や関心がある仕事に就くことが理想的ですが、どちらかと言えば、そうならないことも多いと思います。その場合でも、「働いて給与をもらっている。」という職業意識を持って働くことです。夜中まで遊んでいて仕事に遅刻したり休んだりすると、同僚や会社に迷惑がかかるし、寝不足で仕事をして事故に繋がることになります。雇っている人からすれば、仕事中に居眠りをしたり勝手に休んでいる時間にも給与を払っていることになります。仕事をするためにも、昼夜逆転した現在の生活状態を改めなければなりません。